

# 三重県クラブバレーボール連盟規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、「三重県クラブバレーボール連盟」と称す。

(事務局)

第2条 本連盟は、総括的事務処理の機関として、本連盟理事長の所在地に事務局を置く。

## 第2章 目 的

(目的)

第3条 本連盟は、日本クラブバレーボール連盟・三重県バレーボール協会に協力し、三重県クラブ連盟加盟チームとの相互の緊密な連絡協調により、バレーボール愛好者相互の親睦と技術の向上を図り、併せて地域社会におけるバレーボール活動の健全な普及、発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 事 業

(事業)

第4条 本連盟は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の相互の連絡協調。
- (2) 地域クラブの育成。
- (3) 各種講習会の開催及び審判員、指導者の育成。
- (4) 競技会の開催。
- (5) 日本クラブバレーボール連盟・三重県バレーボール協会との連絡調整及び事業への協力
- (6) その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第4章 組 織

(組織)

第5条 本連盟は、北勢支部・中勢支部・南勢支部を置く。

第6条 本連盟は加盟登録されたチーム及び個人会員によって構成する。

## 第5章 役 員

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

1. 役員	会 長	1 名	副 会 長	2 名
	理 事 長	1 名	副 理 事 長	3 名
	評 議 委 員	12 名	推 薦 理 事	若干名
	監 事	2 名	特 別 理 事	若干名

2. 本連盟に名誉会長・名誉副会長・顧問・参与を置くことが出来る。

(任期)

第8条 役員の任期を次のように定める。

1. 第7条に定める役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた時には、第9条により後任者を選出し、会長が委嘱する。  
この場合の任期は前任者の在任期間とする。

(選出方法)

第9条 本連盟の役員選出は次の通りとする。

1. 会長・副会長は、評議委員会において推挙し、これを決定する。
2. 評議委員は各支部より4名選出し、評議委員会を構成する。その人数は12名を超えないものとする。
3. 理事長・副理事長は、評議委員会において推挙し承認を得て会長が委嘱する。また東海クラブバレーボール連盟・三重県バレーボール協会の選出理事として推薦される。
4. 評議委員は理事とする。推薦理事・特別理事は評議委員会において選出し会長が委嘱する。
5. 監事は会長が委嘱する。
6. 名誉会長・名誉副会長・顧問・参与は三重県クラブバレーボール連盟に功労のあった者または、学識経験者を評議委員会において推挙し、会長が委嘱する。

(任務)

第9条 本連盟の役員の業務分担は次の通りとする。

1. 会長は業務を統括し、本連盟を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は日常業務を処理執行し、理事会の議長となる。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長の事故あるときはその職務を代行する。
5. 理事（評議員含む）は理事会を組織し、日常業務を処理する。
6. 監事は会計を監査する。
7. 名誉会長・名誉副会長・顧問・参与は評議委員会・理事会の詰問に応ずる。

## 第6章 会 議

(会議)

第11条 本連盟の決議機関として次の会議を行う。

1. 評議委員会は本連盟の最高議決機関である。
2. 評議委員会は毎年10月に開催し、臨時評議委員会は必要ある場合に開催する。  
この会議は会長の招集をもって開催される。
3. 評議委員会に出席する評議員数は12名以内とし、会長は議長となる。
4. 評議委員会は評議員の2/3以上の出席をもって成立する。議事は出席者の過半数をもって決し、可決同数の場合は会長がこれを決める。
5. 理事会、評議委員会、各委員会は必要に応じて、会長の招集により開催される。

## 第7章 会 計

(会計)

第12条 本連盟の会計は次のように定める。

1. 本連盟の経費は、各チームの加盟登録費及びその他収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 附 則

(規約改正)

第14条 規約の改正は評議委員会において行う。

(施行期日)

第15条 この規約は平成21年 4月 1日より施行する。

制定 平成20年10月19日